

学校いじめ防止基本方針

知多市立八幡小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、まず教育活動全体をとおして、すべての児童にいじめは絶対行ってはならないという規範意識の確立に努める。この基盤として児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する素地を培うことが重要である。

また、いじめの背景にある児童個々のストレスにも着目し、ストレスマネジメントやきめ細かい支援などにより、状況の改善並びにストレスに対処できる能力の育成が重要である。加えて、すべての児童が安心感をもち、かつ自己肯定感や自己有用感、充実感を感じることができる学校生活づくりも重要である。

2 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

また、いじめ対策委員会の役割は以下の通りとする。

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ホームページや学校・学年だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、迅速かつ効果的に対応できるようなメンバー構成を検討する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わり合える場を大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（10月）や教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したり、「いじめられている」という情報を受けたりしたら、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、知多市教育委員会、知多警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。また、加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許さない雰囲気をつくる。
- カ ネット上のいじめへの対応については、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- ア 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- イ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ウ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ア 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- イ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめ対策委員会ではじめに関する取組の検証を行

う。

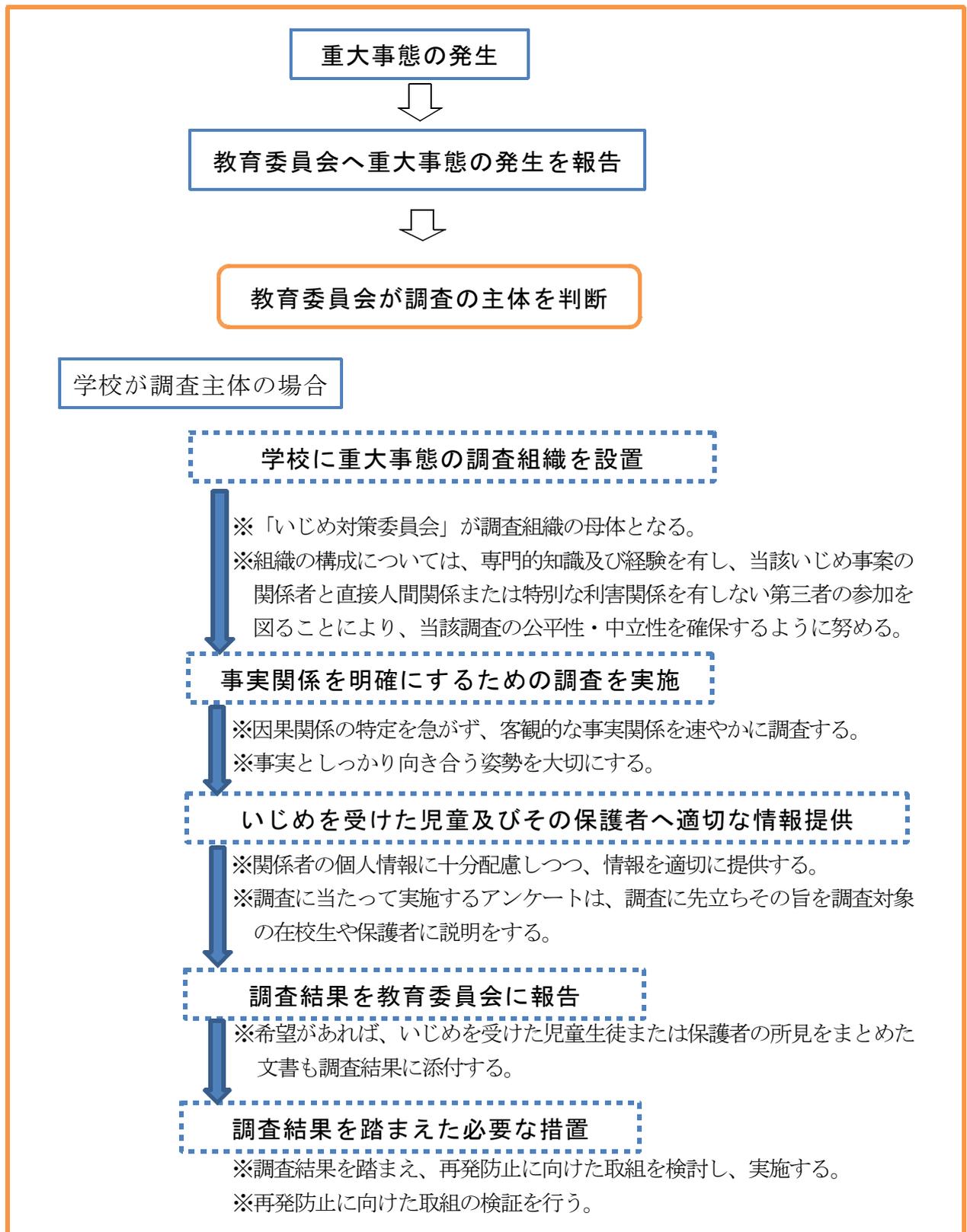
6 その他

ア いじめ防止に関する校内研修を年3回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

イ 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載するとともに、必要に応じて保護者へも配布する。

ウ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	○SCやSSWについて、児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定	○学校公開・学級懇談会 ○学校ホームページでの「学校いじめ防止基本方針」の公開
5月					○家庭巡回
6月	↓ C ↓ A ↓ P ↓ D			○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	
7月					○いじめ・不登校対策委員会
8月	↓ A ↓ P ↓ D				
9月					○福祉実践教室 ○命の話(保健師・助産師による)
10月	↓ D ↓ C	○赤ちゃんふれあい教室(保健師・助産師による)			
11月					○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間
12月	↓ C ↓ A ↓ P ↓ H	○いじめ・不登校対策委員会	○人権週間(人権講話、人権集会) ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月					○身体測定
2月	↓ A ↓ P ↓ H	○いじめ・不登校対策委員会 ○自己評価 ○学校評価の結果を検証し、「基本方針」見直し		○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○学校公開
3月					
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における教職員講話 ○道徳教育、体験活動の充実、分かる授業の充実 ○情報モラル指導	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。